

令和 5年3月1日

事業主 殿

堺労働基準協会

粉じん作業特別教育 開催のご案内

事業者は、常時特定粉じん作業(設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則第3条各号に掲げる作業に該当するものを除く)に係わる業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

(労働安全規則第36条第29号の業務 ⇒ 粉じん作業特別教育規程に基づく教育)
是非、この機会に本安全衛生教育を受講されますようご案内いたします。

記

- 日時 第1回 令和 5年 6月2日(金) 9:00~15:30 (受付開始30分前から)
第2回 令和 5年12月6日(水) 9:00~15:30 (受付開始30分前から)
- 会場 堺労働基準協会会議室(堺市堺区中安井町3丁4-11旧大和産業ビル2階)
- 研修科目 1)粉じんによる疾病・健康管理
2)呼吸用保護具の使用方法
3)粉じんの発散防止および作業場の換気方法
4)作業場の管理および関係法令
- 講習料 会員 1名7,700円(受講料6,820円、テキスト 880円(消費税込み))
会員外 1名8,700円(受講料7,820円、テキスト 880円(消費税込み))
- 定員 30名(定員になり次第締切ります)
- 申込期日 受講日の2週間前まで
- 申込み 受講申込書、受講料を添えて堺労働基準協会(ファックス可)まで申込み下さい。
(銀行振込の場合)
 - ①振込先:三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
 - ②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)のうえ着信確認願います。
 - ③申込後1週間以内に受講料全額を振込み下さい。
振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票、テキストを着払で送付します。
- その他 * 振込み以降のキャンセル、当日欠席されても講習料は返金いたしません。
* 駐車場はありません。公共交通機関を利用下さい。
* 昼食は各自で済ませて下さい。
* 全講習時間を受講された方に修了証を交付します。
* 受講期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
* 問合せ先:堺労働基準協会(TEL 072-233-5396)へ連絡下さい。